

平成26年度第62回西日本都市監査事務研修会

日時：平成26年11月13日

講演「地方制度調査会における監査制度の見直しの論点について」

○ 司会 では、皆様お待たせいたしました。

ただいまから小林裕彦法律事務所所長で弁護士でいらっしゃいます小林裕彦様に「地方制度調査会における監査制度の見直しの論点について」と題しまして御講演を頂戴いたします。

では、講演に先立ちまして、プロフィールを御紹介させていただきます。小林先生は、昭和35年、大阪市生まれで、昭和59年、一橋大学法学部を卒業、同年、労働省に入省、平成4年に岡山弁護士会に登録をされ、平成17年には岡山弁護士会副会長に就任、現在、岡山市北区において小林裕彦法律事務所を開設されておられます。また、平成23年から政府地方制度調査会委員を2年間、岡山大学経営協議委員と岡山県立大学監事に就任され、平成24年には総務省住民訴訟に関する研究委員に、平成25年には総務省地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会委員に、平成26年には岡山市包括外部監査人、第31次の政府地方制度調査会委員、岡山県自然環境保全審議会委員で温泉部会の委員など、多くの要職につかれておられます。

では、小林先生、お願いいたします。

○ 小林弁護士 皆さんこんにちは。

いよいよ一番最後の研修になりました。お疲れだとは思いますが、1時間ほどおつき合いいただければと思います。

実は私、普通の弁護士として、普通っていうのは何が普通なんかよくわかりませんが、一般の企業との関係の仕事を中心にやっています。たまに自治体から相談受けまして、よくそれこそ今、住民訴訟に関する研究会の委員っていう話もありましたけれども、大体、行政側で住民訴訟とか債権の回収とか、いろいろ自治体がよく損害賠償とか起こされますので、そういった代理人なんかもよくやらせてもらったりしてます。地方制度調査会は、実は余り縁がなかったんですけど、ある日突然、電話がかかってきて、委員になってくれないかというのがありました。30次のときから委員をやらせてもらってまして、今、再任で31次もやらせてもらってます。再任自体が大変珍しいみたいなんですけども、よくこんな田舎の弁護士を再任してくれるんだなあとか思いながら仕事をさせてもらってます。

実は、何で委員に選任されたかといいますと、包括外部監査ということらしいです。包括外部監査を平成16年に岡山市でやらせてもらいました。恐らく、生活保護を取り上げたのはそのときが一番、全国で最初じゃなかったかなあとと思います。それから、5年後の平成21年度に今度また岡山市の包括外部監査をやらせてもらいまして、そのとき外郭団体の監査をやらせてもらいました。これが何と何と、ふだん裁判で相手方なんですけども、オンブズマンさんに何かえらい評価されまして、オンブズマン大賞とかいう何か賞までもらいまして、よくわからんもんやなあ思うてるんですけども、それからまた5年後の今年、岡山市のまた包括外部監査をやらせてもらってまして、今年はなかなか切り口斬新でおもしろいんです。区役所、支所の事務事業っていうふうなタイトルでやっています。大抵、包括外部監査というのはテーマを決めるんですけども、例えば保健福祉部とか産業とか農業とか教育委員会とかこういう縦割りのテーマで決めるか、あるいは補助金とか外郭団体とかこういう横断的なやつでやるかなんですけども、今年は本庁と本庁外という切り口で区役所を一つの行政主体と考えて監査やらせてもらっています。恐らくですけど、かなり財務監査的な要素が強いで、今日お越しの監査委員の皆様方とも大分業務がかぶるんじゃないかないう感じがしてます。収入関係、支出関係、契約関係、施設の管理関係とかいろんな証票見ながらやらせてもらってますけども、でもやっぱり出てきます、いろんな問題点。後の問題にも絡んできます。

実は今、地方制度調査会で監査制度の見直しの議論があります。後でもお話しします。午前中、泉水さんから話がありましたけれども、監査制度の見直しがあるんですが、この外部監査について言えば、一部の委員からも役割が終わったとかいうふうな指摘が結構出されてます。それで、外部監査を決算監査にしようやないかみたいな、こういう動きも出ています。ただ、私、今年、今現在進行形なんですけども、やっぱり外部監査人っていうのは、これ人にもよるんかもわかりませんが、失うものが別に何もなくて、利害関係も何もなくて、しかも1年契約ですし、結構思い切った切り込みができます。今現在もかなりいろんな問題点が出てきてます。余り中身言えませんが、工事関係でかなりおかしなことがあるようです、組織的に。それから、情報の管理も、相当これ問題違うかなあいうふうなこともあります。大丈夫かいないかなあもあります。細かいことを言い出したら切りがありません。区役所、支所を見るだけでも相当いろんな問題が出てくるんだなあという感じを持っています。今日はそんな話はやめまして、本題の話をしていきたいと思います。

まず、先ほども泉水さんからもお話がありましたけども、今回の諮問事項というのは人口減少社会に的確に対応する3大都市圏、それから地方圏の地方行政体制のあり方、簡単に言いましたら人口減少社会に対してどのように地方行政体制を考えていくかという問題で、これは難しいですよ。だって、人口減少の食い止めなんか、これだって地方制度調査会の守備範囲じゃありませんよ。どうやって出生率を増やすかなんて、こんなんは誰もわかりっこないし、できっこありません。でも、行政体制と言われても、どうやって人口を食い止めるのかいうて、こんな答え出るはずありませんので、これちょっと失礼かもわかりませんが、諮問事項間違われたん違うんかなあとか思いながら今やってるところです、大丈夫かなあ思うて。それから、ここは本題なんです。議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方、これは地方制度調査会のまさに守備範囲の問題かなあという感じがします。この問題は、実は過去に何度もやられてます。くどいぐらい同じようなことが出てきてますけども、意見は出るんですけども、なかなかこれが法案に反映されにくい分野かなあと。ただ、今回はそろそろ法案に直結するような形でまとめないと、地方制度調査会自体が要らんのちゃうかなんて言われる心配があるぐらい危機が迫ってるんじゃないかなという感じが個人的にはしてます。

これ審議項目っていうのは、これから特にガバナンス関係でどうやるかっていうことなんですけども、この案と書いてますのは今度、11月26日に総会があるんです、地方制度調査会の総会。総会っていうのは国会議員さんと地方六団体の代表の方が来られる会議です。ここで大体この審議項目が確定するということで、これ一応案というふうに書いてます。この①ガバナンスにおいて議会、監査委員、長、住民はそれぞれどのような役割、まず役割論ですね、役割をどのように設定するかと、これは書けると思います。②議会、監査委員、長、住民のそれぞれの役割を踏まえ、ガバナンスが全体として機能を発揮するためにはどのような仕組みであるべきか、役割と仕組み、まさにこれ地方制度調査会の本体部分かなあという感じがします。それで、29次、私が地方制度調査会やる前のもう一期前のときに監査委員制度については相当議論がなされてます。監査委員事務局の共同設置、これももう既に法律ができてます。さっき泉水さんからもお話があったと思います。これはただ共同設置をできますなんていう制度論つくるだけじゃだめなんです。その後が要るんですよ。いまだに全国でこんなんやってるとこないでしょ。さっきも話がありましたけど、岡山の瀬戸内市とかその辺で3市が勉強会立ち上げてるだけです。進んでないんですよ。なぜ進まないか、制度をつくってほっぽらかしにしてるからです。

これはやっぱり岡山県やったら岡山県みたいところが県内の監査の過疎地域といいますか、監査重点地域みたいなんつくる、監査の光が当たってないところにどうやって監査の網を張りめぐらせていくかみたいな監査総合プランみたいなものをつくりましてそれでやっていかないと、こんなん自治体で勝手に共同設置やってちょうだいなんて言うても誰もやらないですよ、お金がないんだから。国のほうも何かお金出してあげないとまずいと思います。

人口10万以下の市の場合は、大抵ですけど、私のイメージでいいますと、イメージですよ、違ったら申しわけないんですけども、大抵、監査委員さんは2人ですわ。それから、監査事務局というても3人か4人ぐらいかなあ、もっと少ないかもわかりません。もっと言いましたら、監査事務局の職員さんが3人か4人いうても、プロパーじゃないんですよ。大抵どこか議会事務局とかぶってるとか総務関係とかぶってるとか、あるところなんか選管とかぶってるところもあったんです。選管とかぶったら、選挙あったらどうするんでしょう。忙しいて回らんとするんですけども、これじゃあだめなんですよ、監査になりっこありません。市でさえそれですよ、市でさえそれ。町なんかなったらどうですか、町。この間も新聞見とつても、どっかの徳島県のほうで何億円のあれでしょう、問題出てるじゃないですか。東北のほうへ行っても何億円じゃないですか。これは本当にゆゆしき問題で、こういう制度をつくっていかないといけないんですよ。だから、単にできますわみたいな法律つくってほっぽらかしじゃだめで、じゃあその次何やるんかいうみたいなことを地方自治法どんどんつくっていかないと、絵に描いた餅で終わってしまう。さっきまたまですけども、青木さんっていう係長さん、よく地方制度調査会でお目にかかるんですけど、あの方、ちょっとところどころ何言うてるんかようわからんとこありましたけども、それは置いといて、それはちょっと冗談ですから置いときますけども、ただあれなんですよ。ちょっとようわからんのは、一番最初の問題で財政援助団体があるじゃないですか。これ財政援助団体って、これ致命的に欠点ありますよ。だって、出資4分の1ルールでしょ。これ例えば4分の1なかったらどうするかいうたら、補助金とか出しとつたら補助金の出納の関係で監査できるやないですか。けど、補助金も何も出してなかったらですよ、収支だけで何も動けないですよ、これ。けど、そういうとこに限って問題は大きいに決まってるじゃないですか。特に、自治体同士で金出し合ってるような場合ですよ、一部事務組合みたいなとこですよ。こんなのがやっぱり監査の網から外れるんは絶対おかしいんですよ。だから、私もこの間、地方制度調査会で言うたんですけど、こんな4分の1ル

ールなんかやめて、自治体で自由に条例つくって決めたらええやないですかと、これがまさに地方の自主性じゃないですかと。意外に総務省の方、地方の自主性、地方の自主性いいながら、余り自主性を考えられてないところがあるんです、不思議なことに。不思議なやなと思うんですけども。

それから、青木さんの話でこれもようわからなんだんやけども、これあれですか、ようわからん、根本的な問題で、材料費なんかはこんなもん公金じゃないのに決まっとるやないですか、誰がどっからどう見ても。そんなんみんなわかっとるわけですよ。もっと言いましたら、修学旅行の会費とか部活の会費とか、こんなもん公金であり得るはずがないじゃないですか、規則で書こうがどう書こうが。管理は規則で書いたら役所がすることになるのかもわかりません。けれども、実際これ問題ですよ。例えば、本当に修学旅行とかいうても結構大きいでしょう。1人何万円で何百人もおったら1,000万を超えるかもわからない。たまたま学校の修学旅行担当の先生がギャンブルに使ってですよ、どっかにとんずらしたと。いや、これあり得ないと思うのがおかしいんで、あり得るんですよ。なら、これ全部、それこそ国賠で負けますよ、自治体。だって、学校の先生管理してるわけだから。公金やないとか公金やなんていう議論は通らない、裁判の世界では。だったら、リスクはあるんですよ。リスクがあったらじゃあどうするかいうたら、こっからが監査委員の皆様方の出番じゃないですか。リスクがあるから、やっぱり組織運営が合理化できてないわけですよ。組織運営の設定が悪いんですよ。だったとしたら、この問題が深刻な問題やと捉えて、条例つくるように働きかけるか何か意見言うか、行政監査やるか、何か動かないと。監査の網にかぶせるような方向で持っていくのがという本来のあれかなという気がします。

今日はこんな話じゃないんで、やめときます。

あとは、省略します。あと、適当に読んでください。

特にこの(2)合議を要せず多数決によることができるものとする、これ当たり前のことでして、監査委員が2人のところはそもそも多数決も何もないんですけども、3人以上のところはやっぱり多数決か、あるいは意見並列でもええかないう感じがします。

いろいろ書いてますけれども、(4)のところも、これも自治体によっては数年に1回でいいんじゃないですか。毎年やる必要ないような気がします。それから、ここです。これも、今やってるのは何かいうたら29次の地制調の報告のまとめの話ですよ。監査委員の選任方法や構成についてはさま

さまざまな意見や課題があることから、監査委員を公選により選出することも含め引き続き検討、よくこう
いう監査委員公選論の方がいらっしゃいます、学者の先生で。これは今回も大きな争点なるかもわかり
ません。監査の中立性の観点から、選任方法と公選の問題は今回、重要論点であるのかなあという感じ
がしてます。私の考えは後で、もし気が向いたら申し上げます。

それから（ 7 ） 、ここに書いてるようにこれはちょっと問題ですよ。これ29 次の地制調でこの
意見が出て、これが出発点なんです。決算財務書類の監査を包括外部監査人の必要監査事項として義
務づけることについて費用の増加等の課題があり、引き続き検討なんて大きなお世話です。これこうい
うふうな矢印のところっていうのは私の反論です。こういう矢印は、何言うとなんかのマークです。費用
の増加等の課題というよりも、この費用の増加、関係ないんですよ。そもそも、包括外部監査の機能を
決算財務書類の監査といった狭い財務監査に限定するんがええのかという議論なんです。こんなこと
をやってもうたらあれですよ、失礼かもわかりませんが、監査委員の先生方の仕事って忙しいじゃな
いですか。例月出納からいろんなこと全部やらないけんでしょう。それこそ、財政援助団体からいろん
なことやらないといけない。住民監査請求起こったらどっだけ手間とられるか。だからこそ、共同して
先生方は一般的なもの、私らはテーマを決めてやる、私らはもっと掘り下げてやる。それから、さっき
から出てる違法不当の摘発が目的と違う、こんなん当たり前ですよ。行政の合理化に資するのが最大目
標です。けれども、やっぱり違法不当なもの放置できませんって、これ。私らも違法不当なものがあっ
たら指摘でちゃんと書きます。だから、余りあそこを私、強調する必要ないんじゃないかという気がし
ますけど。理論はわかるし、監査の機能はそうなんだけれども、余り違法不当の摘発が目的とちゃうみ
たいなことをお題目のように言うのはどうかなあという感じがします。小さい声で言うぐらいやったら
いいと思います。合規性やこの3Eっていうのは、むしろ外部の専門家が行うほうが適切やと私は思
いますけども、この辺から私の考え方と合わないということになってます。

この辺は適当に読んでいただくということになります。

それからこの次、3番目、こっからが問題点です。地方自治法抜本改正についての考え方。これ皆さ
ん恐らく読まれてると思います。だって、これ読まれてないとおかしいです。なぜか。監査委員の廃止
なんていうこと書いてます。監査委員がなくなるんですよ。監査委員の廃止も含めゼロベースで検討と
いうのが後で出てくると思います。ようこんなもん書きましたねえというのが素朴な意見です。これは

何かといいますと、ちょっと余りこういうこと言うとあれかもわかりませんが、当時のやっぱり片山善博総務大臣っていうのがおられたみたいです。その方がどこの内閣かはあえて言いませんけれども、おられたみたいです、その昔。地方制度調査会とは別ルートの方行財政会議というものを何か立ち上げられたそうです。そのころ私、関与してませんから知りません。どういうわけか、その地方行財政会議で地域の主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な改正の取りまとめをするみたいなことででき上がったのがこの報告書です。メンバーはすごい豪華メンバーです。有名な方ばかりおられます。そのまず項目です。読みます、これ大事なところなんで。

監査委員による監査については、例月出納検査が現金出納を対象とします。決算審査が決算を対象とします。ともに合規性の監査として行われます。準拠性、法律適合性の監査として行われてます。また、財務監査が財務に関する事務処理全般を対象として、行政監査が地方公共団体の事務処理全般を対象として行われるが、その観点は合規性から業績まで及ぶと。

業績監査っていう言い方よく最近します。3 E だけじゃなくて、今、5 E なんていうこともし、行政監査的といいますか、かなり幅広い業績の指標みたいなものをベースにした監査と言うたらよろしいでしょうか。もう一回言いますが、とにかく幅広いっていうこと書いてます。これは当たってます。2 番目、ここです。外部監査人。この外部監査人のほうは、まず言いますよ。包括外部監査は包括外部監査人自身の判断によって特定のテーマを設定して行われるが、監査委員と同じように合規性から業績まで幅広いものがありますと。以上のように、複数の階層という言い方します。監査主体が設けられてるにもかかわらず、複数の階層の監査制度があるんだと。それぞれの監査の対象と観点が明確に区別されていない。これいまだにというか、今回の地制調でもこの議論を言われて委員の方がおられます、何人か。こういう話をされるのが好きな方がいらっしゃる。これが私の反論というか気持ちです。そもそも、分離する必要があるんですかということなんです。監査委員と包括外部監査人とで監査の対象と観点が明確に区分されてる必要があるんですかと。監査委員は財務事務全般について合規性監査に重点を置き、包括外部監査は財務に関する特定のテーマに関して、合規性のみならず3 E を相当意識して監査を行ってます。恐らく、皆様方の監査の概念は、証票を見る監査、それから恐らくですけども、全国都市監査委員会の都市監査基準、あそこに監査の着眼点っていうことでかなり細かい着眼点書かれてますよ。収入、支出、会計、それから契約、施設の管理等々、かなりこの項目ごとに細かい

ものがあります。それから、恐らく監査委員会議で本年度の全体方針、月ごとの方針、それから個別の監査に当たっての方針、かなり綿密に決められてやられてると思うんですけども、何分、範囲が広いんです。3年に1回は回さないといけない。だから、どうしても細かいことなんかできるはずないですよ。逆に、できたらおかしいですよ。だから、おいおいどうしても勢いですねえ、財務監査にウエートが行くはずなんです。私も何度かいろんな自治体で監査委員事務局の監査報告書なるものを読ませていただきました。収入未済が発生してます、これこれこういうふうにしてください。資金前渡の精算が5日以内にできてませんか、これこれこういうふうにしてください。施設の管理でこれこれこういう問題点がありました。これかなりみんな財務監査的な色彩がかなり強いなあという印象持ってます。個々の具体的な支出の当、不当までいかないですよ。でも、私なんかやってるのはそれですよ、日々、包括外部監査でやってるのは。今、私一番頭悩ませてるのは何かいいましたら、西大寺っていうのがあるじゃないですか、はだか祭り。はだか祭りって皆さん御存じですか。日本3大奇祭のうちの一つ。あそこで花火打ち上げてるんですよ。それも2月。くそ寒いときに花火打ち上げてます、300万かけて。それから、駅前の辺を何かいろんな電灯で飾ってます。

あれが200万。あれ要らんかいないうところの議論です。難しいです、これ。要るといえば要るし、要らんといえば要らんし。

もう一回言いますが、だから我々は本当に一つのテーマに絞らせていただいたら、いろんな人からヒアリングして、意見書きます、要らんもんは要らんと言います。だから、役割分担が実はできてないようできてるんです、これは。これを全く無視している。

こっからがもっとひどい。ひどい言うたらいけんのやね。ごめんなさい、主観的な意見でした、今の。こういう意見もありますということです。監査委員には識見委員として当該地方公共団体のOBが就任することも多い。監査委員の事務を補助する職員として任じられている者は、当該地方公共団体の職員として採用され、これこれ異動もありますと。将来は監査を受ける立場にもなり得る、こんな誰でもわかってます。このような現状を見ると、現行の監査委員制度では例えば、ここ大事ですよ、財務に関する事務処理の組織的、慣習的な不正行為を是正する機能を十分に発揮できないのではないかという批判があるということです。でも、後で出てくる監査サポートなんかつくったところでできますかねえと。監査のやり方の話をしないといけないんですよ。組織でこんなもんが撲滅できたら苦労しませんっ

て。こういう監査をやるためにこういう組織をつくらないといけない、だからこうだというんやったらわかるんだけど、現状を批判して監査サポート組織って言ってるだけなんです、これは。余り言うとちょっと。それから、今日の話は地方制度調査会の委員としての私の意見ではありませんので、個人的な意見っていうことで御理解ください。失礼しました。

それで、ここにも書いてます。組織的、慣習的な、このここが批判というか、不正の是正は、例えば問題になっていた預かり金、預け金と言われてるものに関して言えば、納入業者の売上台帳との照合しないとわからないんです。私も岡山市でこの不正の問題が起こったときの調査委員会の委員をやらせてもらいまして、いろんな会社に行って台帳と全部照合してきました。それで、初めて実際の品目と数量といわゆるこの架空のものとの違いが見えるわけです。でも、これふだんの監査でそこまでできないでしょう。包括外部監査でもできないですよ、これ。だって、私らの仕組みって御存じですか、包括外部監査なんていうのは。役所以外の方と会うときには監査委員の皆様方と協議をした上でないと動けないんですよ、全く。勝手に私がこいつ談合っぽいということで業者呼んで、おまえ談合しとるやろうと、これが言えないわけです、制度的に。だから、次元が違うのかなあという気がしてます、話が。4番目の論点、これも報告書に書いてます。地方公共団体の事務の適法性、効率性、有効性をこれまで以上に確保するために内部統制体制の整備を図ることが必要。内部統制っていうのははっきり言いますが、企業の財務諸表監査の補完という位置づけなんです、本来は。だから、ちょっとやるんやったら内部統制を財務会計行為に限定したものじゃなくって幅広に考えて、いわゆるこの自治体の仕事のやり方全般を含めて、例えばですけども、情報管理からいろんなものも全部含めての内部統制やったらわかるんですけども、ちょっとこの辺もすれ違いがあるような感じがします。

5番目、ここが問題点。現行の監査委員制度、外部監査については廃止を含めゼロベースで制度を見直す。私、廃止とかゼロベースなんかのこれほど現行制度が致命的に悪いとは全然思えないですけど。監査委員さんの報告書見てもですよ、いろんな細かい点について、財務会計行為についてこうだあだいうていろんな問題点を指摘されてる。あれ恐らく報告書に書かれてないところで現地指導、相当されてるはずなんです。報告書なんかに一々書かないんですよ、役所の恥やから。本当は書かないといけないと思いますけど、私は全部書きますけども。私なんかは、今年なんかこれ書いたらもう思おうんですよ。いや、本当にびっくりしたんですよ。私が監査人のときには、包括外部監査のときには市の職員び

びってしまいまして、ある区役所で聞いたことがその次には別の区役所に全部情報が行ってるんですよ。小林は切手とか定額小為替とか施設の管理みたいなもの、あるいは金庫も全部見るでとか、ほかの団体の通帳なんかも全部シラミ潰しで見るとか、資金前渡の通帳まで全部見るでとか、こんな情報が行ってるみたいで、そこまで言われたら私もやりがいがあるなあ思いながらやってるんですけども、本当にこれあれですよ、こんなゼロベースやなんて言われる筋合いはないと思いますよ。これ以上言いません。

それから6番目、地方公共団体の外部の監査を担う主体っていうのは、ここですよ、よう聞いてってください、監査手法に関する専門的な知識が要るそうです。持ってますわ、失礼ですけど。行財政制度、特に財務会計制度について必要な知識の両者を備えた人材、ありますわ。私、昔、役人しょうたし、結構、実際の公務しよりますから、わかりますって、こんなの。このため、全国的に通用する資格制度を設け、資格制度つくるらしいですよ。後でも出てきますけども、監査委員の先生方の能力を見るための認証制度をつくるらしいですよ。皆さん試験受けないといけないということになるらしいですよ。大きなお世話です。誰が試験するんでしょう、これ、わからない。このため、そういう全国に通用する資格制度を設け、複数の地方公共団体が共同して設立した、えらいことです、お金どこにあるんですか。人材を集約する制度についても検討する必要がある。また、専門性の養成は地方公共団体の内部の監査を担う主体、これを補助する職員に対しても同様。皆様方もはっきり言いまして、監査手法に関する専門的な知識が不足してるそうです。行財政制度、特に財務会計制度について不十分らしいですよ。

これここが問題点なんです。これ誰が、ちょっと今日も会計士さんおられるんかもわからんけど、申しわけないんやけど、会計士さんがよくこんなことを言われます。ただ、会計士さんのやってる本業っていうのは何かいうたら、よく御存じだと思いますけども、財務諸表監査なんです。財務諸表監査っていうのは、もともとは対象会社が何かといたしましたら株式上場してる会社です。有価証券届け出書みたいなやつを出さんといけん会社です。それから、会社法で資本金が5億円以上、負債が100億円以上、これが会計監査人の監査を受けないということになってます。ちなみに、岡山大潰れた林原さんっていうのは不思議な会社で、資本金どころか負債が100億以上あったと思いますけども、不思議なことにこの会計監査人を置いてなかったということらしいです、どうでもいい話ですけども。そんな会社がいっぱいあります。問題は、そういう大きな会社について、もし万が一、財務諸表に間違いがある。例えば、連結を外していた、連結子会社に全部負債、赤字を背負わせておってそれが表に出なかつ

た、あるいは重大な会計処理のミスがあったみたいなことになってしまった場合には、重大な会計処理というでも限られますよねえ、民間の会社ですから。資産を過大に計上する、売り掛け、それから架空取引もできます。循環取引なんか一時期はやりました。だから、そんなありとあらゆる手法を使って財務成績、営業成績がいいように見せてしまう。そんなことがまかり通ってしまったら、投資家を欺いてしまう。投資家を欺いてしまったら、それこそ有価証券取引秩序、株式取引秩序が壊れてしまうリスクがある。

こういったことで、公認会計士さんが監査保証っていう業務をやりますよね。監査保証って何かいいましたら、これ私も県立大や岡山大学なんかでよく会計士さんと一緒に仕事することあるんですけども、私も単に監事やとか単に経営協議会の委員じゃなくて、監査の現場もよう見せてもらいます。あれですよ、書類審査ですよ。ぱらぱらぱらっとめくるだけですよ。いや、本当に。そもそも、使い道やどうこうなんてい

うのは関係ありません。書類がそろったらええわけです。それうそでして、本当はもっとおかしなものがあったら追求しないといけないっていうことにはなってるんですけども、そんなになってません、現実には。そんな時間も余裕もありませんわ。監査報告書っていうのが何か2 ページです。たった2 ページ。どこの会社も判で押したように一緒です。というか、そういうふうに指導されてるんですけども。監査の報告書の一番のポイントのところは何と書いてるかという、営業成績、それから財務の状況、キャッシュフローの状況については全体として適正なもの認めますと、これで終わりです。被監査会社の責任、監査人の責任、それから監査のポイントのところ、最後は利害関係書いて、それで終わりです。わずか2 ページ。2 ページ数千万、すごいいい商売です。というんはうそですよ。実はうそで、監査調書にいっぱいいろんなこと書かれています。これは当然のことですけども、材料はいっぱい持っておられるんです、個々の方が。表へは出ません、こんな裁判にならん限りは。

ほんで、何が言いたいかといいますと、これを自治体に当てはめてえんかいう問題です、論点は。もう一回言います。だから、そういう知識です。監査手法に関する専門的な知識。監査手法っていうのは、会計士さんの場合にはリスクアプローチという手法があります。例えば、同じ債権の管理でも、3 年前に発生した債権の管理と現年度の債権の管理でいけば、やっぱり現年度のほうを多く見ないといけないわけです。1 0 0 見るところを1 0 見ないといけない、過去のやつは1 0 0 あったら3 ても

ええやろうと、リスクに応じて抽出度合いを決めていく、リスクアプローチ。

それから、まだまだあります。監査の品質保証というのがあります。品質管理が問題があります。これ何かといいますと、監査法人の中で監査調書の査閲っていうんですけども、1人何かお目付役さんみたいな人がおまして、ちょっとあんたおいでいうて呼んできてですよ、監査調書見せてみたいな感じです。監査意見書くときにも監査意見の審査みたいなものもあります。それから、細かいどうでもええ規制がいっぱいあります、いろんな監査基準みたいなもの見ると。でも、あれ必ずが全部実際に当てはまるかなあいう感じがしてます。私なんか一応、監査基準つくりますよ。こんな包括外部監査みたいなものでも、今年だけでも60項目つくりまして、直接財務に関するもの41項目、間接的に財務に関して業績監査的観点から見るもの19項目、これそれぞれ補助者に振って、見てもらってます。だけど、それはわかるんですよ。監査基準は要るんだけども、ああいう財務諸表的監査基準みたいなものが果たして要るんだろうかという感じがしています。後でも論点になります。必ずこういう地方制度調査会でも全国統一の監査基準が要るといふふうに言われる方がおられます、会計士さんで。私は何もここに呼ばれてるから言うわけじゃありませんけれども、今の都市監査基準準則で十分なんじゃないですか、あれを一部修正したら。あれの一部、リスクアプローチを入れて、一部、監査の品質保証入れたら立派なものができると思いますよ。むしろ、会計士の企業会計審議会がつくってる監査基準なんかよりも、この会がつくってるですよ、監査の着眼点のほうがはるかに私は説得力あるなあっていう気がしてますけど、個人的にはです。それからその次、これに書いてます。監査委員や包括外部監査人は監査手法等に関するこういうのが不足してるって言えるんでしょうかという問題です。私は必ずしもそうは思いません。というか、要らないんですよ、そんなん。民間の会社の財務を見るんじゃないからです。むしろ、我々がやるのは、なるべく違法不当なものがないかどうか目を凝らしながら、どうやったら全体として行政の事務執行がスムーズに適正に図れるかという指導も含めての監査なんです。細かい会計知識要りませんよ、勉強はせんといけませんけども。7番、監査には一定の客観性が求められるべきで、監査に係る公正で合理的な基準を、これがさっき言うたやつです。これ私、要らんと思います。ほんで、もっと言うたら、地方が独自につくったらどうですか。岡山県とか岡山市なんか、私に言うてくれたら今の全国都市監査基準をベースにして、ええもんつくってさしあげます、本当に。自信持って言います、お金はちょっともらいますけど。

(8) 地方公共団体の内部または外部の主体が担うべき監査は次のような考え方、ここがポイントなんです。いいですか。これがどこに書いてるかで、一委員が自分の趣味で書いてる文章じゃなくて、総務大臣が議長をしておられる地方行財政会議がつくった地方自治法の抜本改正というこの報告書、ここに書いてあることです、これは。まず、① 決算審査、例月出納検査、これこれ、ここですね、主として正確性の観点から行われるものであることから、財政状況を対外的に正確に公表するため、外部のチェックを強化する観点から外部主体が担う。財務諸表監査的なものは外部監査人がやってちょうだいと、わかりやすく言うたら、ややこしいこといっぱい書いてますけど。つまり、会社と同じようなことしませんかということです。だから、簡単に言いましたら、自治体に財務諸表監査入れませんかということです。自治体に財務諸表監査入れるとしたら、誰がやりますか。財務諸表監査となると、当然、公認会計士さんということです。これ以上は何も言いません。想像に任せます。これ主として正確性の観点から行われることから財政状況を対外的に正確に公表するため、この理由で外部監査を財務諸表監査に限定する、この私、論理の展開が全くわからない。何度読んでもこのくだりがわからないんです。これうちの若い弁護士がこんな文章書いてきたらやり直しになります、意味が通じないからと。次、外部監査財務諸表的監査とするのは企業の財務監査的発想やと思いますけども、ここなんですよ。地方公共団体には詳細な財務規則とマニュアルがあります。会計管理者の調査、検査というところもあります。それから、皆様方監査委員の監査、執行と出納の分離、物すごい財務諸表の適正化のツールっていうのは備わってるんですよ、自治体っていうのは。備わってるけども、使い方がむちゃくちゃ言うてるだけのことです。形式はそろってるんです、システムは。財務諸表もできるんです。けれども、使い方がむちゃくちゃ。だから、そこを見るのが本来の監査かなっていう感じがします。

今のが①で、今度は②。今度は財務監査については、こっからがまたすごいです。主として合規性の観点から行われるべきものであることから、ほんまですか。3 E も要るんじゃないですか。内部主体が担うことが適当であり、内部主体が担うのが適当なんですと書かれてます、財務監査は。内部主体ができないから外部にお願いしたんじゃないんですか。わからない。長の内部統制の整備による自己チェック体制、いきなりここで首長さんに期待してもらうわけです、また。ここで首長さん頑張ってよというわけです。一定の独立性を持った内部機関のチェック体制の確立によることが考えられる。内部でやっておかしいから監査委員がおって包括外部監査がおる、これがチェックの仕組みなんだけども、

また原点に戻って長にちゃんとした財務会計やってちょうだいねと、またここへ原点が戻るわけです。

③ 行政監査。これ皆様方に一番力入れてもらわないといけないのは、行政監査というて私、思いますよ。これは外部監査はできないんですよ。幾らやっても無理です、これは。業績監査はできます。しかも、財務に関連した業績監査はできます。今年も私、やっています。けれども、純粋な行政監査は、まさにこれが監査委員さんの本業やとも私、思いますよ。例月出納なんかどうでもええやない。ことはないですよ、ちゃんとやらないといけませんけれども、定例監査もこれは事務局の人に頑張ってもらったらええやない。それもちよっと聞き流してください。けど、本当にやらんといけないのは、やっぱり行政監査ですよ。だって、中において一番情報入るやないですか。しかも、役所のO B の方もいらっしゃるじゃないですか。しかも、ええか悪いかわからんけど、議選の方もいらっしゃるやないですか。だから、一番できますよ、これ、行政監査が。

濟いません、ところどころ発言に不穏当なところがあるかもわかりませんが、聞き流してください。これ全て私の個人的な責任ということで、許してください。

それで、そもそもこういう金融証券、さっき言うた上場会社みたいところの会計監査とか会社法の大会社の会計監査、これは投資家の保護とか商圈秩序の安定とかいう要請があるんです。だから、財務諸表が全体として適正という旨の監査人の意見表明なんです。ただ、地方公共団体の監査は、どっちかいうたら公金の違法不当な執行を極力防止するという意味合いもありますよ、全体としては業務が適正にスムーズにいくというのが大事ですけども。だから、やっぱり同じ監査という名前がついとっても、相当意味合いが違ふと私は思うてます。これは絶対違ふと思います。

見直し案です。これが何と、もう一回言いますよ、見直し案と書いてるんですよ。総務大臣ですよ、どこの政党か知りませんが。総務大臣の当時の報告書の結論部分です。まず、予算執行については、予算執行等ですよ、長が内部統制機能としてチェックを行う。決算等については外部監査人が監査を行う。外部監査人は決算だけ見てちょうだいね、中には入らんとってちょうだいね、中の細々した問題は全部、長がちゃんとやってくれますよということです。できたら苦労しません。

② 予算執行等については内部監査役っていうのがいきなり出てきました。びっくりします。監査役が監査を行う。決算等については外部監査人が監査を行う。予算執行等だけです。もうここには行政監査もないし、3 E なんかも事実上外されてるっていう感じがします。

③ 地方公共団体が、また出てきました、地方監査共同組織を設立して、これが好きですねえ。あとは省略です。

ここまでが何と何と地方自治法の抜本改正です。この後がだめ押しです、だめ押し。地方公共団体の監査制度に関する研究会、これはすごい報告書です。まず、監査基準をつくりましょうということです。ここの矢印は論理の展開を書いているだけです。私の意見じゃありません。私の意見は赤い字で書いてます。でも、赤い字が載ってないです。ここの矢印は論理の展開で描いているだけです。つまり、監査基準に関しては、監査結果の信頼性を高めるため統一された監査基準が必要。今の皆様方の本当に私、いいできやあなと思う都市監査基準準則は、監査結果の信頼性高めることにつながってないみたいですよ。こら困ったことです。しかも、監査基準に従って監査を行わなければならないことを法令で規定するらしいです。これ大ごとになります。ここの赤字のところです。全国統一の監査基準が本当に必要かと、果たして必要かと、都市監査基準準則はどの点が不足しているんですかと、どこの点が不足してるのか明らかにしてもらわんとはいけません。

3 つの見直し案ってということです。もう一回出てきました。① 長の責任の明確化、とにかく長に期待するんです、首長に。それから、監査機能の外部化です。内容は、内部統制を整備し、監査委員を廃止、なくなってしまう。監査は外部化する。外部化するのには財務諸表監査、監査サポート組織、会計士さんがやる。無味乾燥な財務諸表監査やられたら困りますで、これは本当に。何にも思うて。もっと言いましたら、自治体の財務諸表って誰が見るんですか。いや、本当誰が見るんか教えてもらいたい。金融機関見るんかもしれません。住民見ますか、あんなもん。あんなもん言ったら失礼かもわかりませんけども。わからない。あとは省略します。

監査委員の専門性、独立性、とにかくこれがお好きです。我々は専門性がないということになってます。独立性、これ難しいです。せえから、議会で選挙することも含め、監査委員の選任方法の議論が必要です。果たしてそうでしょうか。それから、監査委員事務局の専門性、独立性、これは難しいです。事務局の職員さんでも異動せなんたら困るでしょう、人事ローテーション。だって、監査委員の専属で雇用してる人なんか誰もいないと思いますよ。せいぜいやるにしても、任期付職員ぐらいじゃないですか、専門家の。よくわからないです、この辺になると。こういうこと、これはもっともかもわかりません、専門委員を入れたらどうやとか、これもいいかもわかりません。それから、監査委員事務局の共同

設置も検討されるべき。でも、これも具体的な方法を書かないとだめですよ。監査サポート組織まで書くんやったら、ここをじゃあどうするんやということまで書かないと、こういうのを我々の世界では、もう言いません、これは悪口になります。

(5) 外部監査制度のあり方。監査委員監査と外部監査のそれぞれの機能を踏まえた新しい役割分担を考えてくださいと。全くさっきと同じです。外部監査っていうのは決算監査をやってくださいと、月例出納検査をやってくださいと、こんな雰囲気です。外部監査人の選任方法を見直します。外部監査って、これ議会承認案件ですから、私みたいな者でさえ岡山市議会の議会の議決で選任されてますので、にもかかわらずということで見直すわけです。よくわかりません。地方の自主性とか民主主義ということはどこへ行ったんでしょうか。外部監査に必要な専門性を確保されてることを選任要件とする、誰が判断するんですか、これ。私、試験受けに来いいうんですか、行きますけど、いつでも。

(6) 監査サポート組織。これらを踏まえると、監査サポート組織のあり方について検討が必要。これらを踏まえるとのこれらが全く理解ができない。ここも論理が飛躍してるとしか思えません。この監査サポート組織をつくったら、監査主体の専門性の確保につながるそうです。それから、監査基準の作成もここが全部やってくれるそうです。監査の品質管理ができるそうです。どうやってやるか。監査委員及び外部監査人の監査結果を評価し、その結果を公表するらしいです。これ自分たちの企業会計といますか、財務諸表監査でもやってないですよ。監査法人の中の監査の品質管理のところできのこの監査調書の査閲とか監査意見の表明のときの審査とかこういうレベルであるぐらいやのに、何と監査サポート組織っていうのはこの評価までやってくれるそうです。どんな基準で誰がやるんでしょうか。不思議です。

これ実は私、意外に好きなのっていう変な言い方ですけど、オンブズマンさんのあの評価、好きです。個人的な好き嫌いは言いません、あえて。けれども、あの黄色い本があります。オンブズマンの何か通知簿みたいなのがあります。あれ結構見られてますよ、ちゃんと。私、あれはなかなか侮れないと思ってます。好き嫌いは別ですけども、本当にちゃんと見てくれるなあという気がしてます。

実は私、今たまたまこれも出てきたんですけど、岡山市で区づくり推進補助金っていうのがあるんですよ。すごいもんです。地域づくりと身近な交流と広域交流っていうのがありまして、限度が200万、400万、200万やったかなあ、いろんなことやったら半分、限度額で市が補助出してくれるんで

すけど、その中に食料費が入ってるんです。区づくりとか余り関係ないようなどんちゃん騒ぎ、お祭り系でも食料費の半分出してくれるという非常に不思議な補助金があるんです。これ今年の監査の一つの大きな骨子かなあと思うてますけども、これはひどいですよ、飲み食いですよ、飲み食い。どこがこれ区の個性とか、どこにどういうふうにつながるんかは全然私、理解できないんですよ、本当に。単なるお祭りの補助に書いたらわかるんですけど、それやったら食料費の補助出ないでしょう。不思議な補助金があるもんやなあと思うてたんですよ。そうしたところ、たまたま去年の岡山市の監査、包括外部監査が補助金やいうから見たんですよ。よっぽど何か書いてくれとんやろなあと思うて、参考にしたろう思って、ぱくつたろう思うて見たところですよ、何と何と、もっともっと住民が利用しやすい補助金制度を検討すべきであるだけで終わってました。これはびっくりしました。領収書見てない、領収書。領収書見たら一目瞭然ですよ。自己取引やってんのもありますよ。団体の役員のところから物買うたりしてます、相みつとらずに。これはないやろうと思うて、これ以上どういうふう利用しやすいようにするのかなと思うてびっくりしました、あれは。こういう品質管理の問題っていうのは、だから難しいと思います。

それから、研修及び調査研究、これももっともらしいんですよ。大抵こういう組織立ち上げるときに困ったら、研修と調査研究っていいです。今日、皆さん立派な研修されてるじゃないですか、私の前までは。もう十分じゃないですか。それから、さっきいろんな皆様方の疑問点を、ちょっと答えがようわからんところもありましたけど、一応答えてくれたじゃないですか。もう十分じゃないですか、あれで。

それから、監査関係の調査研究及び地方公共団体への情報提供、これは言われたら要るかもわかりません。情報提供ぐらいはあったほうがええんかもわかりません。ただ、私も一概にこれ否定してるわけじゃないんですよ。たまたま今日あったじゃないですか。来てくれて説明してくれたでしょう。やっぱりああいうふうなものは要ると思うんですよ。ったほうが私はいいと思います。今日お越しの方は皆さん市じゃないですか。町や村なんていうのは、そもそも法務部門がないんですよ。法務部門がないなんていうのは、これコンプラ自体がないと一緒にすわ。だから、大抵、大きな公金横領みたいなんが出るのは徳島県的那賀町だったかなあ、新聞見た限りでは。ああいうなところっていうのはやっぱり法務部門がないんです。だったとしたら、私のこれ個人的な意見ですけど、監査サポート組織やなくてガバナンスサポート組織。広い意味で何か、だってさっきの質問なんかは監査じゃないですよ。だって、法

令の解釈の話やないですか、全部。監査の技術なんか聞いてるやつ一個もないですよ。一番最後だけぐらいですか、最後のリースアップの物品の話ぐらい。これなんかもリースアップですから、当然これ原価というか取得価格で表示せなあかんのでしょ、この手のやつは、減価償却はその後の問題として。余り悩みがないような気がしますけども。いっぱいいろんな説を言われてましたけども、あそこがこうしてる、ここがそうしてるいうても答えが出なかったらあかんのやけど、はっきりと原価で表示してくださいっていうたら済むだけのことやんかと個人的には思うとったんですけども、そんなことは言いません、もう、いろんな考えがありますから。もしかすると、私の意見が違うんかもわかりません、知りませんよ。

(7) 監査サポート組織が外部監査の推薦までしてくれるそうです。立派なとこです。推薦までしてくれるそうです。私なんか絶対推薦されんと思います。困ったもんです、これは。これ要求監査みたいなものも監査委員の判断により外部監査人の推薦を依頼するわけです。これに加えて、監査サポート組織がみずから監査して実施するという選択肢も考えられるなんてこと書いてんだけど、やりたいんでしょねえ。やられたらいいんですけども、ここのコメントがいいでしょ。監査サポート組織なるものがそこまで御苦労または無理しなくてもいいのではないか、いいですよ、もう無理するのやめましょ、疲れますよ、本当。

てなことで、時間がなくなってしまいました。もうそろそろ終わりです。こっから先は軽く読み飛ばしてください。

この地方自治法抜本改正についての考え方とこの今回の監査制度研究会報告書の分析です。やっぱり監査の専門性というのが錦の御旗なんです。専門性なんです。もう我々は専門性がないんですと言われてます。一方で、監査基準とか監査サポート組織、これ統制ですよ。地方の自主性ってすごい崇高な価値ですよ、これ。これさっき冒頭言われとったじゃないですか、あの方が、泉水さんが。何で監査だけこんな統制せないけんのか私、理解できないです。監査こそ地方の沿革、歴史、需要、問題点、まさに個別問題ですよ。これは地方でみずから工夫してやらないと。どうやったら隅々にまで監査の目が行き届いて住民訴訟とか裁判とか起こされるリスクが減るか、さっきの給食の材料代みたいなものも含めて。これ考えるのが本当の監査ですよ、地方ごとに。

2 番目の特徴は、とにかく監査の特定分野の専門性の強化、これを考えてます。ただ、何度も言いま

す。リスクアプローチとか監査の品質基準とか、あったほうがいいですよ。あったほうがいいんだけど、絶対かなあっていう気がしています。あったほうがいいと思います。ここは特に重要なんですけども、地方公共団体の監査っていうのはちょっと意味合いが違うんじゃないですかということを書いています。

それから、3番目の特徴は監査サポート組織への傾注またはこだわりです。ここに最初は異常なっていうのを書いとったんですけども、やめました。非常にこだわっておられます。私はこれ何で要るんか全然理解できないんですよ。やるんやったら、ガバナンスでつくるんやったらわかります。それが証拠に、何度も言います、今日の皆様方の質問がまさにガバナンスなんです。制度の話なんです。財務会計の専門的なこと何ひとつ聞かれてませんよ。強いていうと、リースアップの論点ぐらいです。加えて、中央集権的な融通のきかない財務諸表的監査に結びつく可能性が高いです。合規性とか3 E がむしろ弱まってしまうんですよ。だから、監査サポート組織っていうのは有害無益ではないかと。これ皆さん議事録見てください。地方制度調査会の議事録、全部オープンなってます。今から二、三カ月前か三、四カ月前に私がこの切って捨ててます。監査サポート組織は有害無益だと言うてます。議事録載ってます。後で総務省の役人の方からちょっと言い過ぎたですかねえって言われたけど、いや、そうですかねえって言うたんですけど、別に言い過ぎてないんですけど、これは、そのとおりなんですけど。

第4の特徴は、これやっぱり包括外部監査への不信感があるんです。ただ、私は何度も言いますよ、監査委員の皆様方、先生方が書かれてる監査報告書は何個か目を通してます。全部は見てません。けれども、財務会計行為にかなり特化してるなという印象です。本当はもっといろんな指導、指摘があるんだろうなというのわかります。けれども、3 E 的なものがちょっとないというか、ちょっと乏しいかなあという感じがしてます。包括外部監査はここが生命線なんです。ここ書かないと、オンブズマンからぼろかすに言われるんです。別に、オンブズマンから言われるから書くんじゃないんですよ、あんなんどうでもいいんですけども。けれども、やっぱり生命線を理解して書いてるわけです、こっちは。だから、外部監査を本当に財務諸表監査にするのがいいのかどうなのか、本当に違法不当なものが出にくくなりますよ。この辺読んでみてくださいね、もし暇やったら結構です。さあ、今後予想される論点っていうことで、いっぱい書いてます。これははっきり言うてちょっと失敗しました。はっきり書き過ぎたなあと思うて。

まず、ゼロベースか既存の制度の改善か、既存で十分でしょう。

監査委員の廃止まで踏み込むか、必要ありませんわ。

内部統制導入するか、これ当然しないといけません。ただし、ここに書いてるように、私もかかわった内部統制の導入と整備に関する研究会っていうのがあって、私も委員させてもらってましたけども、中核市より移譲っていう議論です。ただ、私はむしろ全部導入したらいいんですよ。金がかかるやないかと言う人がおられます。かかりません、見本がありますから。静岡市なんかで結構細かいのつくってますよ。とったらいじゃないですか、そのまんま。著作権も何もありませんよ、あんなもん。幾らでもとれます。

また、内部統制の対象を財務会計行為に限定するのか、こんなもん限定してしもうたら意味ないですよ。財務会計行為っていうのはきちりしてるんですよ。日々の仕事が内部統制なんです。皆さん御存じのとおりです。これ以上何をやるんですか、内部統制というて。逆に教えてちょうだいと。

監査委員、包括外部監査の監査結果の評価と公表は必要か、必要ありませんわ。評価してもらいたくない。というか、評価するんやったらしてもいいんだけど、誰がどういう手続ですのか難しいと思いますよということです。

監査サポート組織は必要か、必要なし。むしろ、有害無益。

8、監査事務職員の専門性をどのようにして確保していくか、これ難しい徹底した研修せなしゃあないですわ。それか、専門家の任期つきか専門委員を入れるしかないと思います。ほかに方法ないんです、これ、私も考えたけど。だって、人事でローテーション動かしていかないとしょうがないじゃないですか、こんなの。

9、監査委員事務局の共同設置、これはさっき言いました、都道府県が音頭をとって、県が音頭をとって監査総合サポートプランつくって、県が主導的に進めていかないといけない。それから、ついでに言うときますと、地方中枢拠点都市ってあるでしょう。あんなん勝手にやりなさいというてもできないですよ。あんなん例えば倉敷市が周り巻き込んで何とかしよう思うてもですよ、ほかのところ何かまた合併ちゃうんかみみたいな感じで拒否反応出ますよ、あんなのは。大体、おかしいやないですか。笠岡と井原なんか福山ともくっついとるやないですか、それ大きなお世話ですけども。

だから、やっぱり県が主導して何かやっついていかないといけませんよ。そのための県でしょう。ほかに

県がやることないじゃないですか、はっきり言いまして。

それから、全国一律の監査基準、これは要らないと私は思います。今の都市監査基準準則を手直しする必要はあると思います。

監査委員の認証、皆様方が仕事する上ですよ、認証が要るんですよ。議会通ってんのに、さらに認証要るんですよ。こんなの私は全くと書いてます、必要ありません。人格高潔で専門性がある方が選任されてるはずなんですよ。1 2、議選監査委員を認めるかどうか、これ答え言いたいけど、今日はやめときます。済いません、答えだけ言うの済いませんというだけで許してください。もう言いようがない。

1 3 番、監査委員等の専門性をどのように捉えるか、ここに書いてあるとおりです。

1 4、監査結果の報告の決定については多数決、当然です。

監査委員を公選にするかどうか、これは公選かどうかはともかくとして、ちょっとこれは考えたほうがええかなあという気はしてます。やっぱり中立性は要りますよ。無条件に首長が指名するというのは、ちょっとこれは確かに議会が議決するやんかと言われつつも、主導権握ることになりますから、ちょっとここは工夫したほうがええかなあ。

包括外部監査のテーマを監査委員が決定するようにするかどうか、これ大きなお世話です。

1 7 番、包括外部監査人は監査サポート組織の推薦にするかどうか、これも大きなお世話です。

包括外部監査が決算財務書類の監査を行うこととするかどうか、論外と書いてます。最後だけ厳しかったです。

私の話はこれで終わりです。あと一分だけ時間下さい。

今日は本当に県外から多数の方がお越しくださいまして、ありがとうございました。

さっき泉水さんもおっしゃっておられたんだけど、地方制度調査会、メンバーが1 6 人おるんですよ。ふだんやってんのは1 6 人です。国会議員とか地方六団体というのはもうめったに来ません。1 年に一、二回です、来るのは。我々1 6 人中のほとんどが大学の先生なんです。立派な先生ばかりです。ただ、実務全然知りません。物すごい議論が出ます。議事録見てみてください、ひっくり返りますから。

大事なのはこっからなんですよ。

とはいえ、今回も都市監査会が出してるでしょう、提言とか何か。ああいうなものをもっとどんどん出してくださいよ。それから、むしろ地制調に来て、おかしいでいうことを言うてくださいよ。何でもかいうたら、ふだん仕事されてるのは皆様方なんだから。そんなん誰も知らないですよ、仕事の内容なんか。本当に監査制度がよりよきものになるように、本当に力を合わせてやっていければなあと思うてます。これ大事ですよ。自治体ここでこんなおかしなもん導入してなってしまうたら、取り返しつかんですよ。最悪の事態言いましょうか。言いましょうか。皆様方の仕事で行政監査がなくなってしまう。狭い財務監査だけやります。包括外部監査が全部会計士になって、財務諸表監査だけをちょろっとやります。一般的な事務執行の適正化、何とかは全部、首長さんが内部統制を自分でつくって、それで機能させる。これやったらもっと組織的な構造的な不正がどんどん出てきますよ。自治体の仕事っていうのは広範囲で、しかもステークホルダーがいっぱいおるんですよ。外部の人によって適正なものがねじ曲げられてしまうんです。だから、不断にチェックしていかないといけないはずなんです。それが全く機能しなくなります。最後に1個、一言だけ、関係ない話です。最後に、皆様方に岡山へいらっしゃったんで、温泉の話だけちょっと軽くさせてください。

温泉パラダイス岡山。私、実は地元のテレビ番組で「温泉博士小林弁護士が行く！」という番組をしようりました。奥津温泉すばらしいですよ。下からじかに湧いてます。奥津荘なんていう旅館は、全国屈指のいい旅館です。隣の東和楼さんもなかなか渋くていい温泉です、奥津温泉。湯原温泉、砂湯っていうのがあります。御存じですか、ダムの下にある砂湯。開放感丸見えの、本当にはっきり言いまして公然わいせつ温泉、あれもすばらしいですよ。女性は最近、何か服着て入るようになってます。それから、湯郷温泉っていうのは、これなかなか昔はあれやったんですけど、実は療養湯っていう温泉があります。すごいいいですよ。源泉かけ流しで、岡山で珍しい硫酸塩泉、入ったらばあっと皮膚に泡がつきます。まだまだ温泉についてはいっぱい話をしたかったんですけども、これ以外にもいっぱいいい温泉があります。真賀温泉とか、真賀温泉っていうのは湯原温泉の手前にもあります。それから、郷緑温泉、これもいい温泉があります。岡山は意外に温泉がよくて、お酒がうまい。皆さんちょっと今日はこの話を本当はしたかったんですけども、もしわからなかったら後で私のほうに電話ください。何でもお答えします。どうも御清聴ありがとうございました。

○ 司会 小林先生には本当に楽しくお話ししていただきました。どうぞもう一度大きな拍手を送りくだ

さいませ。

では、先生、ここで退場なさいませ。いま一度、拍手でお送りくださいませ。

ありがとうございました。